

第 6719 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 8日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 会社が負担する PCR 検査費用や室内消毒費用

**Q** : 会社が社員に新型コロナウイルスの感染対策として行うPCR検査費用や在宅勤務をする際の室内消毒費用などは、どのように取り扱われますか？

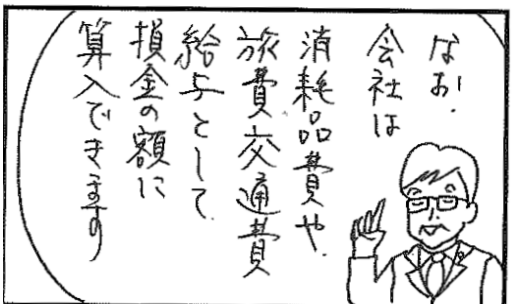
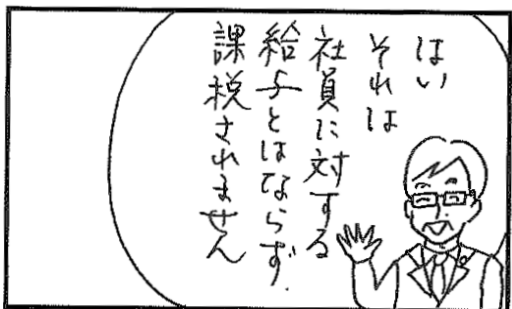
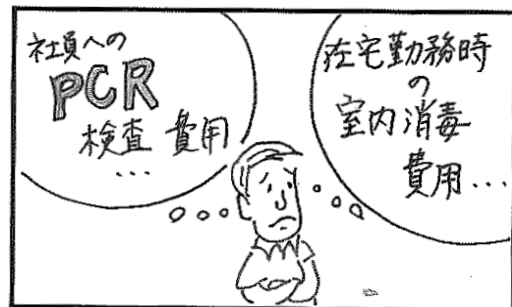
**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

会社が社員に対して、業務のために通常必要な費用(例えば、会社の業務命令により受けたPCR検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用など)について、その費用を精算する方法(社員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法)により、会社が社員に対して支給する一定の金銭については、社員に対する給与として課税されません(会社が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場合も同様です)。

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用(例えば、社員が自己の判断により受けたPCR検査費用や、社員が自己の判断により支出した消毒費用など)や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を会社に返還する必要がないものは、社員に対する給与として課税対象となります。

なお、会社においては、原則として、これらの費用は消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入できることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】